

## 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の規定に基づく大規模小売店舗の新設、変更等に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (計画概要書)

第2 知事は、法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を予定する者（以下「届出予定者」という。）に対し、必要に応じて、別に定めるところにより事前に大規模小売店舗計画概要書（以下「計画概要書」という。）を作成し、知事及び予定する届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村の長に提出するよう求めるものとする。

2 知事は、届出予定者に対し、計画概要書を作成する場合には、予定する届出に係る大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響範囲を勘案して、大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「所在市町村」という。）の長、大規模小売店舗を中心とする半径1キロメートルの範囲内に管轄する区域が含まれる市町村（所在市町村を除く。以下「隣接市町村」という。）の長、関係する道路管理者及び警察署並びに関係する商工会又は商工会議所から助言を受けるよう求めるものとする。

### (軽微な変更の通知)

第3 法第6条第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る変更について大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）第8条の規定による軽微な変更である旨の承認を受けようとするときは、当該届出に併せて、軽微変更承認申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、所在市町村の長の意見を聴いて内容を審査し、当該申請に係る変更内容が軽微な変更であると承認したときは、前項の届出をした者（以下「届出者」という。）及び所在市町村の長に通知するものとする。

### (説明会の開催方法)

第4 知事は、法第7条第2項の説明会開催者（以下「説明会開催者」という。）に対し、説明会の開催の日時及び場所並びにそれらの公告方法を定めるときは、あらかじめ知事及び所在市町村の長の意見を聴いて定めるよう求めるものとする。ただし、届出者が第2の規定による計画概要書を提出して、説明会開催方法について知

事及び所在市町村の長の意見を聴いているときは、この限りでない。

(説明会開催回数の指定)

- 第5 知事は、省令第11条第1項ただし書の規定により説明会の開催回数を指定した場合は、その旨を届出者及び所在市町村の長に通知するものとする。
- 2 所在市町村の長は、法第5条第1項の規定による届出、法第6条第2項の規定による届出（同条第4項ただし書の軽微な変更に係る届出及び省令第11条第2項の規定により説明会を掲示で行うことで足りると認められる届出を除く。）又は法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出（省令第11条第2項の規定により説明会を掲示で行うことで足りると認められる届出を除く。）に係る書類の写しの送付があったときは、当該届出の日から2週間以内に、説明会開催回数に関する意見書（様式第2号）により、知事に対し、理由を付して当該届出に係る説明会の開催回数について意見を申し出ることができる。
- 3 知事は、前項の意見の申出があったときは、当該意見を勘案し、省令第11条第1項ただし書の規定により説明会の開催回数を指定し、その旨を届出者及び所在市町村の長に通知するものとする。

(要旨の掲示による説明会の承認)

- 第6 法第6条第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る変更について省令第11条第2項の規定による知事の承認を受けようとするときは、当該届出に併せて、要旨掲示承認申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、所在市町村の長の意見を聴いて内容を審査し、当該申請に係る変更内容が説明会を掲示で行うことで足りる変更であると承認したときは、その旨を届出者及び所在市町村の長に通知するものとする。
- 3 省令第11条第2項の規定による掲示は、大規模小売店舗変更計画概要書（様式第4号）により行うものとし、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定により縦覧されている間、これを行うものとする。
- 4 知事は、前項の掲示を行う者に対し、第2項の通知を受理してから2週間以内に要旨掲示報告書（様式第5号）を提出するよう求めるものとする。

(説明会の開催の公告)

- 第7 省令第12条第3号の規定による知事が適切と認める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 知事が必要と認める地域において、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ折込み広告を行うこと
- (2) 所在市町村及び隣接市町村の協力を得て、当該市町村の公報又は広報紙に掲載すること

2 知事は、説明会開催者に対し、説明会の開催の公告をしようとするときは、あらかじめ説明会の日時及び場所について、知事及び所在市町村の長に通知するよう求めるものとする。ただし、前項第2号の規定により公告したときは、当該公報又は広報紙を発行した市町村に対する通知は要しない。

(説明会実施状況報告)

第8 知事は、説明会開催者に対し、説明会を開催したときは、速やかに説明会実施状況報告書(様式第6号)を提出するよう求めるものとする。

(説明会開催不能承認)

第9 説明会開催者は、法第7条第2項の規定により公告した説明会を開催することができない事由について省令第13条第1項の規定による承認を受けようとするときは、説明会開催不能事由承認申請書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、所在市町村の長又は必要と認める者の意見を聴いて内容を審査し、当該申請に係る事由が説明会を開催することができないものであると承認したときは、その旨を説明会開催者及び所在市町村の長に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により承認したときは、説明会開催者に対し、法第7条第4項の規定による周知の方法について、知事及び所在市町村の長と協議を行うよう求めるものとする。

(意見書)

第10 法第8条第2項の規定による意見書は、大規模小売店舗出店等に関する意見書(様式第8号)によるものとする。

2 前項の意見書は、当該大規模小売店舗の所在地を管轄する地域振興局(当該所在地が市である場合にあっては、その市に所在する地域振興局。ただし、小諸市にあっては佐久地域振興局、東御市にあっては上田地域振興局、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地域振興局、駒ヶ根市にあっては上伊那地域振興局、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地域振興局、須坂市及び千曲市にあっては長野地域振興局、飯山市にあっては北信地域振興局。第17及び第19において同じ。)又は長野県産業労働部産業政策課あてに持参、郵送その他知事が適当と認める方法により提出するものとする。

(変更しない旨の通知等)

第11 法第8条第7項に規定する当該届出を変更しない旨の通知は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式第9号)によるものとする。

2 前項の通知をする者は、県の意見を踏まえ、省令第4条第1項各号に掲げる事項

を変更しようとするときは、変更前及び変更後の当該事項を記載した書類を添付するものとする。

(勧告にあたっての市町村の意見の聴取)

第12 法第9条第1項の規定により知事から意見を聴かれた所在市町村の長は、意見を聴かれた日から2週間以内に、意見を述べるものとする。

(公表)

第13 知事は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとする場合は、あらかじめ届出者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき又は当該届出者の所在が明らかでなく通知できないときは、この限りでない。

2 法第9条第7項の規定による公表は、県報に登載するほか、必要に応じて次の各号に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) その他知事が適当と認める方法

(専門家からの意見徴収)

第14 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と判断した場合には、専門家の意見を聴くものとする。

- (1) 法第8条第4項の規定による意見を述べようとするとき
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法の運用に係る重要事項を決定しようとするとき

(報告の徴収)

第15 法第14条第1項及び第2項の規定により知事から報告を求められた者は、当該報告について知事が期限を付した場合には、これを遵守するものとする。

2 所在市町村の長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定により意見を述べるために必要な場合は、理由を付して、法第14条第1項の規定による報告を求めようとして知事に申し出ることができる。

3 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、申出に係る大規模小売店舗を設置する者に対し必要な報告を求め、申出を行った所在市町村の長にその結果を通知するものとする。

(届出等の公告)

第16 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項におい

て準用する場合を含む。第 17 において同じ。)、法第 6 条第 6 項、法第 8 条第 3 項、法第 8 条第 6 項及び法第 9 条第 3 項の規定による公告は、県報に登載することにより行うものとする。

- 2 知事は、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報情報の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第 8 条第 3 項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

#### (届出等の縦覧)

第 17 法第 5 条第 3 項、法第 8 条第 3 項及び法第 8 条第 6 項の規定による縦覧は、長野県産業労働部産業政策課及び当該大規模小売店舗の所在地を管轄する地域振興局において行うものとする。

- 2 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日は、縦覧を行わない。
- 3 縦覧時間は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

#### (届出の提出部数等)

第 18 法、省令及びこの要綱に基づき提出する書類の提出先、提出部数及び県から市町村へ送付する部数については、別表のとおりとする。

#### (届出等の経由)

第 19 法、省令及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、別に定めるものを除き、第 10 第 2 項に記載する届出等に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 18 関係）

## 届出等の提出部数等

届出等の種類	様式の名称	提出部数		提出先		県から市 町村への 送付
		正本	写し	県	市町村	
法第 5 条第 1 項の規定による届出	大規模小売店舗届出書	1	13	14		3
法第 6 条第 1 項の規定による届出	変更届出書	1	4	5		1
法第 6 条第 2 項の規定による届出	変更届出書	1	13	14		3
法第 6 条第 5 項の規定による届出	大規模小売店舗廃止届出書	1	2	3		1
法第 8 条第 2 項の規定による意見書	大規模小売店舗出店等に関する意見書	1		1		1 (写し)
法第 8 条第 7 項の規定による届出	届出事項変更届出書	1	13	14		3
法第 8 条第 7 項の規定による通知	届出事項を変更しない旨の通知	1	13	14		3
法第 9 条第 4 項の規定による届出	届出事項変更届出書	1	13	14		3
法第 11 条第 3 項の規定による届出	承継届出書	1	2	3		1
法附則第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定による届出	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書	1	13	14		3
要綱第 2 に規定する計画概要書	計画概要書	1	12	10	3	
要綱第 3 第 1 項に規定する申請書	軽微変更承認申請書	1	2	3		1
要綱第 6 第 1 項に規定する申請書	要旨揭示承認申請書	1	2	3		1
要綱第 6 第 4 項に規定する報告書	要旨揭示報告書	1	2	3		1
要綱第 8 第 1 項に規定する報告書	説明会実施状況報告書	1	2	3		1
要綱第 9 第 1 項に規定する申請書	説明会実施不能申請書	1	2	3		1

※ 正本は、県に提出するものとする。

※ 変更に係る届出は、庁内検討会議の必要部数により減る場合がある。